

平成24年6月15日

LED電球の商品表示に関するお知らせとお詫び

株式会社エコリカ
代表取締役 宗廣宗三

平素は弊社商品をご愛用いただき誠にありがとうございます。

この度、弊社が販売いたしましたLED電球の商品表示に関して、平成24年6月14日、消費者庁より、不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令を受けましたので、お知らせ申し上げます。弊社の商品表示に対する取り組みが不十分であったために、消費者庁より措置命令を受けることになり、お客様をはじめ、お取引先様、その他関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。

措置命令は、下記のLED電球に関して命じられたもので、その概要は次の通りです。

弊社がLED電球のパッケージ及び弊社ウェブサイト上で、商品に応じて、「電球40W相当の明るさ」、「電球60W相当の明るさ」、「40Wクラス」、「60Wクラス」等と表示していたことについて、いずれも日本工業規格が定める一般照明用白熱電球の全光束による基準を下回っており、用途によっては表示に記載されていた白熱電球相当・クラスの明るさを得ることができないものであったと認められたため、これらの事実を一般消費者に周知徹底し、今後同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じること等を命じられたものです。

弊社では、今回の措置命令の対象となるLED電球のパッケージの表示、ウェブサイトの表示を既に適正なものに変更しておりますので、現時点でお客様にご迷惑をおかけすることはございません。

弊社としては、今回の措置命令を真摯に受け止め、今後の再発防止のため、なお一層の品質向上・管理体制強化に努める所存でございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(記)

品番	ECL-HPL60PWH, ECL-HPL60PWWH (H21.12~H22.11)
及び販売時期	ECL-HPL40NPWH, ECL-HPL40NPWWH (H22.11~H23.6)
	ECL-HPL60NPWH, ECL-HPL60NPWWH (H22.11~H23.6)
	ECL-HPL60NPDWH, ECL-HPL60NPDWWH (H22.12~H23.6)

(本件に関するお問い合わせ先)

株式会社エコリカ LEDサポートダイヤル：06-6631-5308

受付時間：平日 午前10時から午後6時まで

メールでのお問い合わせ：<http://www.ecorica.jp/support.html>

以上